

様式1

届出日 令和1年5月7日

運輸局滋賀運輸支局長 殿

提出する日

様式1 記載例

貨物軽自動車運送事業経営届出書

貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条により、関係書類を添えて届出いたします。

事業を始める日

名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日	令和 1 年 5 月 7 日	
名称 (主たる事務所の名称)	きんき たろう 近畿 太郎	屋号があれば記入 (通称名: 近畿運送)		
代表者氏名	(法人の場合は代表者を記入)			
住所 (主たる事務所の位置)	滋賀県守山市今浜町〇〇一〇			
電話番号	072-〇〇〇-〇〇〇〇			
事業計画の内容 (住所と同じ場合は、口欄にチェックを入れる)				
営業所の名称及び位置				
営業所名	位			
本店	上記の住所と同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> をする。			<input checked="" type="checkbox"/> 住所に同じ
事業用自動車の種別ごとの数				
	車両数	乗車	該当する種別のところに記入	乗車定員
軽(普通)	1 両	2 名	軽(霊柩) 両	名
			二輪	両 名
自動車車庫の位置及び収容能力				
	位	2km以内	所からの距離	収容能力
	上記の住所と同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> をする。	<input checked="" type="checkbox"/> 住所に同じ	50 m	12 m ²
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力				
	位	8m ² 以上/1両		収容能力
	上記の住所と同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> をする。	<input checked="" type="checkbox"/> 住所に同じ		12 m ²
運送約款 (該当する口欄にチェックを入れる)				
<input checked="" type="checkbox"/>	標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)			
<input checked="" type="checkbox"/>	標準貨物運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)			
<input type="checkbox"/>	その他 使用する約款に <input checked="" type="checkbox"/> 貨物運送は一番上、引越事業は2段目			

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名
本店	近畿 太郎
	責任者の方の名前

運輸局 支局長 殿

内容を確認し2つともを入れる

宣誓書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

令和 1 年 5 月 7 日

提出する日

住所 **滋賀県守山市今浜町〇〇一〇**

氏名 (名称) **近畿 太郎**

事業用自動車等連絡書

記載例：新規届出の場合

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 号
発行日 令和 年 月 日
有効期限 発行の日から 1 ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・ 軽 ・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー（ ）〕		
使用者の名称 (事業者名)	近畿〇〇株式会社	所属営業所名	本社
使用者の住所 (事業者の住所)	滋賀県守山市今浜町1-2-3	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	滋賀県守山市今浜町4-5-6
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	この欄には何も記入しないでください		/
	〔型式〕新車の場合（諸元表の写しを提示）		
〔車台番号〕中古車の場合（車検証等の原本若しくは写しを提示） S123V-456789			
	①自動車の年式・・・ H・R 27 年式	①自動車の年式・・・ S・H・R 年式	
	②旅客自動車・・・乗車定員 人 自動車の長さ cm	②旅客自動車・・・乗車定員 人 自動車の長さ cm	
	③貨物自動車・・・種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・ 軽 ） 最大積載量 300 kg	③貨物自動車・・・種別（普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽） 最大積載量 kg	
事案発生理由	※新規許可・ 新規 届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動（ 運輸支局→ 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（ ）		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印 輸送部門 (企画輸送部門)	※確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
発行元連絡先:		大阪運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL 072 - 822 - 6733	

提出する日

1年5月7日

滋賀運輸支局長 殿

住所 守山市今浜町〇〇-〇
事業者名 近畿 太郎
代表者名
電話番号 072-〇〇〇-〇〇〇〇

運賃料金設定届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名

氏名又は名称 近畿 太郎
住所 守山市今浜町〇〇-〇
代表者名(役職名及び氏名) (法人の場合は役職・代表者名)

2. 事業の種別

貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類: 別添のとおり
運賃及び料金: 別添のとおり
適用方法: 別添のとおり

5. 実施年月日

事業を始める日

令和1年5月7日より実施

6. 変更を必要とした理由

<貨物軽自動車運送事業運賃料金表>【見本】

1. 距離制運賃

運賃表

距離	運賃	
10kmまで	1km当たりの単価 160円	1,600円
20kmまで	〃	3,200円
30kmまで	〃	4,800円
40kmまで	〃	6,400円
50kmまで	〃	8,000円
60kmまで	1km当たりの単価 130円	9,300円
70kmまで	〃	10,600円
80kmまで	〃	11,900円
90kmまで	〃	13,200円
100kmまで	〃	14,500円
100kmを超えるもの1kmまで増すごとに 90円 加算する		

2. 時間制運賃

1日8時間とし1日貸切料金を14,400円とし1時間増すごとに1,800円を加算する。
1時間未満の場合は30分増すごとに800円を加える

3. 諸料金

(1) 待機時間料

待機時間料は30分までごとに800円とする。

(2) 積込料又は取卸料

貨物の積込み又は取卸し時間15分までごとに400円とする。

(3) 附帯業務料

荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他付帯業務に伴う費用は実費として収受します。

4. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	1. レントゲン機器・電子計算機等精密機器1個の価格が200万円以上のもの	1割以上の臨時的約束による
	2. 宮みこし・仏壇・神仏像	
	3. オルガン	
特殊物件	1. 生きた動物・鮮魚介類	2割
	2. 汚わい品	4割
	3. 貴重品・高価品等	5割以上の臨時的約束による

(2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さの1割を加えたもの重量100kgまたは容積1立法尺以上のもの	3割以上の臨時的約束による
---	---------------

(3) 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

(4) 深夜早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3割
----------------------	----

5. 運賃料金の適用方法

(1) 運賃は運賃料金に掲げてある金額またはこれに割増率を乗じた金額を運賃料金表に掲げてある金額に加算した金額とする。

(2) 運賃は1車1回ごとに計算し当該運賃料金に端数があるときは、20円は切捨てに、30円以上は50円に、70円は50円に、80円以上は100円として計算する。

(3) 貨物の長さ重量または容積が特に大きな時は所定の割増率を適用する。

(4) 運賃距離は1車1回ごとの実キロ程によるものとし経路が2途以上あるときはその最短となる経路のキロ程により計算する。

(5) 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する運賃} \times 0.$$

(6) 深夜早朝割増の適用時間に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

$$\text{深夜早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する運賃} \times 0.3$$

軽貨物 増車の場合の記載方法

提出日を記入下さい

送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法等の各及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

増車予定日を記入下さい

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和 1 年 5 月 7 日
ふりがな	きんき たろう		
氏名又は名称	近畿 太郎 (通称名: 近畿運送)		
代表者氏名			
住所	滋賀県守山市今浜町●●-×		
電話番号	077-●●●-××●●		

届 出 内 容					
記載欄		新		旧	
①	氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)	④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)			
②	代表者	⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力			
③	営業所の名称及び位置	⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力			
④	本店	軽(普通)	2両 (名)	軽(普通)	1 (名)
		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)
		二輪	両 (名)	二輪	両 (名)
⑤	本店	位置	滋賀県守山市今浜町●●-×	位置	滋賀県守山市今浜町●●-×
		営業所からの距離	0 m	営業所からの距離	0 m
		収容能力	16 m ²	収容能力	8 m ²

増車に伴って車庫の増設、収容能力の変更をする場合は記載が必要です
 同一地での収容能力のみの拡大は、右の旧欄に現在届出している内容を記載し、左の新欄に変更後の内容をご記入下さい。
 別の場所に新設する場合は、左の新欄のみ、新たな車庫の位置・距離・収容能力を記載ください。

変 更 理 由 等

貨物量の増加のため

増車の理由を記入

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

内容を確認し2つともを入れる

宣 誓 書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

令和1年5月7日

提出日を記入下さい

住所
氏名
(名称)

滋賀県守山市今浜町●●-×

近畿 太郎

事業用自動車等連絡書

記載例: 増車の場合

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 号
発行日 令和 年 月 日
有効期限 発行の日から 1ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・ 軽 ・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー（ ）〕		
使用者の名称 (事業者名)	近畿〇〇株式会社	所属営業所名	本社
使用者の住所 (事業者の住所)	滋賀県守山市今浜町1-2-3	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	滋賀県守山市今浜町4-5-6
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	この欄には何も記入しないでください		/
	〔型式〕新車の場合(諸元表の写しを提示)	※登録完了印・登録官印	
	〔車台番号〕中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示) S123V-456789		
	①自動車の年式・・・ H・R 27 年式	①自動車の年式・・・ S・H・R 年式	
	②旅客自動車・・・乗車定員 人	②旅客自動車・・・乗車定員 人	
	自動車長さ cm	自動車長さ cm	
	③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・ 軽)	③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽)	
	最大積載量 3000 kg	最大積載量 kg	
事案発生理由	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔 増車 ・減車・代替・営配・他支局管内への移動（ 運輸支局→ 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（ ）		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印	※確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 (企画輸送部門)	発行元連絡先: 大阪運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL 072 - 822 - 6733		

軽貨物 減車の場合の記載方法

提出する日を記載

貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

減車予定日を記載

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和 年 月 日
ふりがな	きんき たろう		
氏名又は名称	近畿 太郎 (通称名: 近畿配送)		
代表者氏名			
住所	滋賀県守山市今浜町●●-×		
電話番号	077-●●●-××●●		

届 出 内 容					
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)	④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)				
② 代表者	⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力				
③ 営業所の名称及び位置	⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力				
記載欄	営業所名	新	旧		
①	本店	軽(普通)	2両 (名)	軽(普通)	3両 (名)
②		軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩)	両 (名)
③		二輪	両 (名)	二輪	両 (名)
⑤		位置		位置	
		営業所からの距離	m	営業所からの距離	m
		収容能力	m ²	収容能力	m ²
⑥		位置		位置	
		収容能力	m ²	収容能力	m ²

廃止届出 譲渡届出 分割届出 合併届出 死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)

変 更 理 由 等

荷主の減少のため

減車の理由をご記入ください

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣 誓 書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住所
氏名
(名称)

事業用自動車等連絡書

記載例: 減車の場

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 号
 発行日 令和 年 月 日
 有効期限 発行の日から 1ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合(路線定期・その他)・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定(軽)・霊柩・第二種利用〕 其他〔レンタカー()〕		
使用者の名称 (事業者名)	近畿〇〇株式会社	所属営業所名	本社
使用者の住所 (事業者の住所)	滋賀県守山市今浜町1-2-3	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	滋賀県守山市今浜町4-5-6
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・まつ消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	〔型式〕新車の場合(諸元表の写しを提示)		滋賀 480 り 1234
	〔車台番号〕中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示)		
①自動車の年式・・・	H・R	年式	①自動車の年式・・・ S・H・R 27 年式
②旅客自動車・・・乗車定員	人		②旅客自動車・・・乗車定員 人
自動車長さ	cm		自動車長さ cm
③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽)			③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種(軽))
最大積載量			最大積載量 300 kg
事案発生理由	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車(減車)・代替・営配・他支局管内への移動(運輸支局→ 運輸支局)〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・其他()		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印	※確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 (企画輸送部門)	発行元連絡先: 大阪運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL 072 - 822 - 6733		

軽貨物 廃止の場合の記載方法

届出日を記載

軽貨物自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

事業の廃止の予定日

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和 1 年 5 月 7 日
ふりがな	きんき たろう		
氏名又は名称	近畿 太郎 (通称名:)		
代表者氏名	(法人の場合は代表者を記入)		
住所	滋賀県守山市今浜町●●-×		
電話番号	077-●●●-××●●		
届 出 内 容			
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)	④ 事業用自動車の種別ごとの数(乗車定員)		
② 代表者	⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力		
③ 営業所の名称及び位置	⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力		
記載欄	営業所名	新	旧
①			
②			
③	該当欄に〇両と記載ください		該当欄に黒ナンバーの届出していた台数を記載ください
④	軽(普通)	0両 (名)	軽(普通) 1両 (名)
	軽(霊柩)	両 (名)	軽(霊柩) 両 (名)
	二 輪	両 (名)	二 輪 両 (名)
⑤	位 置		位 置
	営業所からの距離	m	営業所からの距離 m
	収容能力	m ²	収容能力 m ²
⑥	<input checked="" type="checkbox"/> チェックを入れる		位 置
	収容能力	m ²	収容能力 m ²
<input checked="" type="checkbox"/> 廃止届出 <input type="checkbox"/> 譲渡届出 <input type="checkbox"/> 分割届出 <input type="checkbox"/> 合併届出 <input type="checkbox"/> 死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)			

該当欄に〇両と記載ください

該当欄に黒ナンバーの届出していた台数を記載ください

荷主の減少のため

事業の廃止に至った理由を記入

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運輸局 支局長 殿

宣 誓 書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住所

氏名

(名称)

印

事業用自動車等連絡書

記載例:廃止の場合

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※発行番号 第 号
発行日 令和 年 月 日
有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合(路線定期・その他)・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・ 軽 ・霊柩・第二種利用〕その他〔レンタカー()〕		
使用者の名称 (事業者名)	近畿〇〇株式会社	所属営業所名	本社
使用者の住所 (事業者の住所)	滋賀県守山市今浜町1-2-3	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	滋賀県守山市今浜町4-5-6
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・まつ消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	〔型式〕新車の場合(諸元表の写しを提示)		滋賀 480 り 1234
	〔車台番号〕中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示)		
	①自動車の年式・・・ H・R 年式		①自動車の年式・・・ S・ H ・R 27 年式
	②旅客自動車・・・乗車定員 人 自動車の長さ cm		②旅客自動車・・・乗車定員 人 自動車の長さ cm
	③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量		③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・ 軽) 最大積載量 300 kg
事案発生理由	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・ 廃止 ・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動(運輸支局→ 運輸支局)〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他()		
備考欄	※		
確認印及び 担当官印 輸送部門 (企画輸送部門)	※確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
	発行元連絡先: 大阪運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL 072 - 822 - 6733		

軽貨物 住所変更の場合の記載

提出する日を記載

事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

変更予定日を記載

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名		変更予定日	令和 1 年 5 月 7 日
ふりがな	きんき たろう		
氏名又は名称	近畿 太郎 (通称名: 近畿配送)		
代表者氏名			
住所	滋賀県守山市今浜町●●-×		
電話番号	077-●●●-××●●		

届 出 内 容			
記載欄	営業所名	新	旧
①	本店	滋賀県守山市今浜町●●-×	滋賀県草津市●●-×
②		代表者	
③		営業所の名称及び住所	滋賀県守山市今浜町●●-×
④	本店	軽(普通) 1両(名) 軽(霊柩) 両(名) 二輪 両(名)	軽(普通) 1両(名) 軽(霊柩) 両(名) 二輪 両(名)
⑤		位置 滋賀県守山市今浜町●●-×	位置 滋賀県草津市●●-×
		営業所からの距離 0 m	営業所からの距離 0 m
		收容能力 16 m ²	收容能力 8 m ²
⑥		位置 滋賀県守山市今浜町●●-×	位置 滋賀県草津市●●-×
		收容能力 20 m ²	收容能力 10 m ²

廃止届出 譲渡届出 分割届出 合併届出 死亡届出 (該当する□欄にチェックを入れる)

変更理由等

引越しをしたため

理由をご記入ください

住所を変更された場合、営業所・車庫・休憩室も併せて変更になりますので、忘れず記入してください。

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

内容を確認し2つとも☑を入れてください

運輸 支局長 殿

宣 誓 書

届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。

届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

令和 1 年 5 月 7 日

提出日をご記入ください

住所 滋賀県守山市今浜町●●-×

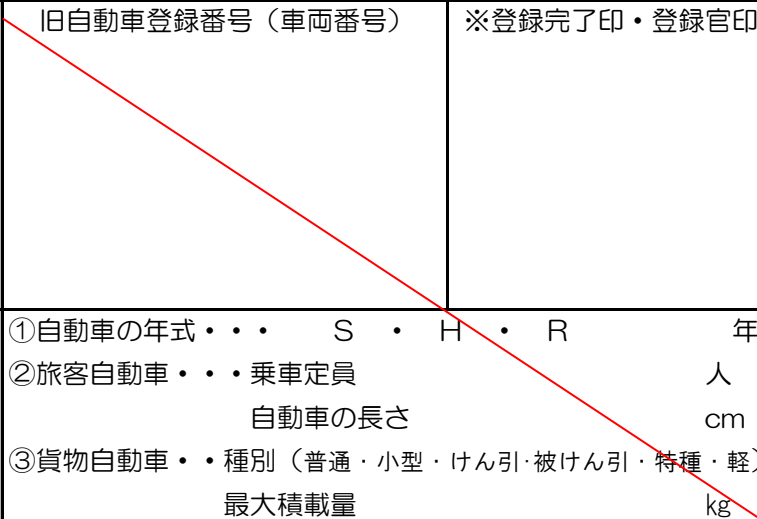
氏名 (名称) 近畿 太郎

事業用自動車等連絡書

記載例:住所変更の場合

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 号
 発行日 平成 年 月 日
 有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客〔乗合(路線定期・その他)・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・ 軽 ・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー()〕		
使用者の名称 (事業者名)	近畿〇〇株式会社	所属営業所名	本社
使用者の住所 (事業者の住所)	滋賀県守山市今浜町1-2-3	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	滋賀県守山市今浜町4-5-6
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・まつ消等)する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	この欄には何も記入しないでください		
	〔型式〕新車の場合(諸元表の写しを提示)		
〔車台番号〕中古車の場合(車検証等の原本若しくは写しを提示) S123V-456789			
	①自動車の年式・・・ H・R 27 年式		①自動車の年式・・・ S・H・R 年式
	②旅客自動車・・・乗車定員 人 自動車の長さ cm		②旅客自動車・・・乗車定員 人 自動車の長さ cm
	③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・ 軽) 最大積載量 300 kg		③貨物自動車・・・種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 kg
事案発生理由	※新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更〔増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動(運輸支局→ 運輸支局)〕 使用者及び所有者の 名称又は住所 の変更・使用の 本拠の位置 のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他()		
備考欄	※旧住所:滋賀県草津市7-8-9 旧本拠:滋賀県草津市7-8-9 車検証に記載している住所、本拠を書く		
確認印及び 担当官印 輸送部門 (企画輸送部門)	※確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出して下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
発行元連絡先: 大阪運輸支局 輸送部門(企画輸送部門) TEL 072 - 822 - 6733			